

## 【寄附金のお申し込みに関する留意事項】

### 1. 注意事項

次の条件がある寄附金は受入れることができませんので、ご注意願います。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権，実用新案権，意匠権，商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し，また使用させること。
- (3) 寄附金の使用について，寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後，寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件。
- (6) 寄附金を受入れることによって財政負担が伴うもの。

### 2. 税制上の優遇措置

国立大学法人に対する寄附は，法人税法及び所得税法による税制上の優遇措置があります。

- (1) 寄附者が法人：全額損金算入可能です。（一般の寄附金に係る損金参入限度額とは別枠です。）
- (2) 寄附者が個人：2千円を超える部分について当該年中の総所得の40%を限度に当該年中の所得から控除可能です。さらに，寄附された翌年の1月1日に富山県内に在住の方は，住民税の寄附金税額控除を受けることができます。

### 3. その他

- (1) 寄附金額の5%は，大学全体の教育研究支援等経費として利用させて戴きます。
- (2) 研究助成金の場合は次の関係書類を添付願います。
  - ①採択通知書（写し）
  - ②申請書（写し）
  - ③公募要領又は助成条件が記載されている書類